

旅行業(第2種・3種・地域限定)新規登録申請書類一覧表

NO	書類名	法	個	備考
1	新規登録申請書(1)	●	●	申請者の住所は、『登記簿謄本の「本店(所在地)」』又は『住民票の「住所地」』とすること。 手数料として収入証紙17,000円を持参(まだ貼付しないでください。「印紙」ではありませんのでご注意ください)。
	新規登録申請書(2)	▲	▲	その他の営業所(支店)がある場合のみ。
	新規登録申請書(3)	▲	▲	自社に所属する旅行業者代理業者がある場合のみ。
2	定款又は寄附行為	○		「目的欄」は、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
3	登記簿謄本	○		3か月以内のもの。「目的欄」は、「旅行業」又は、「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
	事業者の住民票		○	3か月以内のもの。
4	役員の宣誓書	●		監査役を含む全役員の宣誓書(自署のもの)
	事業者の宣誓書		●	自署のもの
5	旅行業務に係る事業の計画	●	●	
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局及び関連部局の組織図。管理者を明記する。
7	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び添付書類の写し (抜粋ではなく、全頁の写し)	○		直近に申請した確定申告書全頁及び下記の添付書類の全頁の写し。 ・貸借対照表・損益計算書 なお、法人設立後最初の決算期を終了していない法人は、商法第33条第2項に規定する開業時の貸借対照表とそれに計上した預金の残高証明書
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(県税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
8	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	
	旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証の写し	○	○	
	旅行業務取扱管理者の履歴書	●	●	
	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●	●	本人が自署したもの。代表者または役員が管理者の場合は、重複して提出は不要。
	旅行業務取扱管理者定期研修の修了を証明するもの	○	○	定期研修未受講者を選任する場合は、下記の誓約書を提出する。
	旅行業務取扱管理者定期研修を受けることの誓約書	△	△	次回の定期研修を受けることを前提に、取扱管理者を選任する場合に提出が必要。
9	事故処理体制の説明書	○	○	「外部との連絡体制」の山梨県の欄には、観光政策グループ 電話055-223-3776と記載。旅行業協会加入予定申請者はその体制も記入。
10	旅行業約款	○	○	約款2部(2部のうち、1部は登録通知書交付時に返却)。標準旅行業約款の場合は1部で可。
	旅行業約款認可申請書	△	△	標準旅行業約款以外の約款を使用する場合
11	旅行業協会入会承諾書(写し)	△	△	登録後直ちに旅行業協会の保証社員となる場合

- ・丸印は、必ず提出する書類
 ・三角印は、該当あれば添付を要する書類
- ・●▲印は、様式指定のもの。
 ・「法」は法人を、「個」は個人をそれぞれ表す。